

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第二部 労働運動

第四編 その他の社会運動

第四章 人権擁護運動

第二節 占領法規関係

政令第三二五号違反事件

昭和二五年政令第三二五号占領目的阻害行為処罰令は占領治下における反戦運動、平和運動、労働運動等の中いく分とも反占領軍的な色彩を帯びたものに対して容しゃなく発動され、五二年四月二十八日の「講和」発効後も占領中の行為に対しては尚処罰する旨の経過規定を設けることによって部分的に存続していったのであるが、この政令の独立後の効力について全国の裁判所は有効説と無効説に分れ、公訴棄却、無罪、免訴、有罪等々様々の判決を生むに至った。この間にあって最高裁判所大法廷は五三年七月二二日、「平和のこえ」紙をアカハタの後継紙としてその配布者を処罰した事件について、免訴の判決を行い、同政令が独立と同時に失効したとの見解を明らかにして、最高裁判所発足後、初の違憲判決を行った。

この判決は真野裁判官等六名が全面的失効説を採り、井上裁判官等四名が部分的失効説を採り、田中長官等四名が全面的有効説を採り、最高裁判官が三説に分れたのであるが、前二者が免訴を結論とする点において多数を占めた。その要旨は次の通りである。

真野裁判官らの説。「この罰則はその本質において全く最高司令官の占領目的達成のための手段たるに過ぎないものであるから、占領状態の継続ないし最高司令官の存続を前提としてのみ、その存在の価値と意義を有するに過ぎないものと言うべきである。別の言葉でいえば、この罰則はその本質上占領状態の終了、従って最高司令官そのものの解消と共に当然その効力を失うべきものであるといわねばならない。」「政令第三二五号は前にも述べたように占領という特殊な状態において連合最高司令官がその意思を実現し、その権威を発揚し、もって占領目的を達成するための手段として制定されたに過ぎないものであるから、占領下において違法とされた行為の違法性及び可罰性は占領終了と同時に当然消滅するものと言わなければならぬ。すでに占領が終了し、日本国が独立を回復し、日本国憲法が完全な支配を及ぼすに至った今日において、占領下における最高司令官の指令に違反した行為を処罰すべきであるとする事は占領終了の後においても、なお最高司令官の権威を認め、その指令の効力の存続を承認し、"占領目的に有害な行為"の持続を是認しようとするものであって、かくの如きは到底憲法の容認しないところというべきである。」

井上裁判官等の説。「本件被告人が違反したと認められた前記指令の内容が合憲であるかどうかを考えて見るに、憲法二一条は基本的人権として言論の自由を保障し、殊にその二項は明らかに検閲を禁止している。検閲とは公表されようとする言論に対して、官憲がこれを事前に審査しその容認するものみの公表を許すことである。しかるに前記指令は、アカハタ及びその同類紙又は後継紙

についてこれを掲載されようとする記事が国家の秩序を紊り又は社会の福祉を害するというような理由の有る無しを問わず、予じめ全面的にその発行を禁止するものであり通常の検閲制度にもまさって言論の自由を奪うのであるから、憲法二一条に違反するものであることは明らかであって、右政令第三二五号もまたこの指令に対する違反を罰するかぎりにおいて憲法に違反するといわれなければならない。従って占領中は政令第三二五号により右指令の趣旨に違反した行為として処罰されなければならないとしたとしても、占領終了し日本国憲法が完全にその効力を発揮することになった後においては、裁判所は憲法違反の法規の効力を容認することはできないから、右政令第三二五号は前記指令を適用するかぎりにおいて、わが国のこれに関する立法の如何にかかわらず(すなわち法律第八一号によっても)平和条約発動と同時にその効力を存続せしめることができないものと断じなければならない。」

田中長官等四名の裁判官は本政令は限時法であって講和発動後も有効であり、またアカハタ等発行停止の指令は「アカハタ及びその後継紙等が日本の政党の合法的な機関紙ではなく、国外の破壊勢力の道具であるという事実を証明しているということに立脚しているのであるから立法問題としては、要するに思想乃至表現の自由の問題ではなく、むしろ一種の暴力である国外からの破壊活動そのものを内容としており、従って国民の基本的権利に関する憲法一九条、二一条等違反の問題を生ずる余地のないこと明白である」として有罪説を論じた。

本判決は、政府が立法措置によって占領法規の独立後における延命策を講じたのに対して、真向からその違憲無効を判定したものとして注目された。政令第三二五号違反事件はアカハタ発行停止指令違反の関係が過半数を占めていたが(全国で被告人数七〇七名)、この判決によって全国の裁判所の判決は統一され、最高裁判所の判決をまって審理を停止していた多くの裁判所も次々に判例に従って免訴の判決を下した。また全国の拘置所に尚勾留されていた被告人も釈放された。

その後、同年一二月一六日、最高裁大法廷は更に政令第三二五号中「公式ニ発表セラレサル連合軍隊ノ動静」の論議を禁止した指令(一九四五年九月一〇日付)違反事件についても同じく免訴の判決を下した。この指令は朝鮮戦争の作戦行動や在日米軍基地などについてふれた言論の処罰に猛威をふるって来たものである。この判決で問題になったのは昭和二六年一月二六日横浜市中区山下町で配布された日本共産党中央委員会名義「平和のために愛国者諸君に訴う」と題するビラの中、「ヨコハマの各所に高射砲陣地が国際港都法の名にかけて建設されている」という部分が未公表の連合軍隊の動静を論じたものであるとされたのであった。最高裁大法廷は同じく政令第三二五号の失効を理由に免訴判決を下したのであるが、その中で少数意見として「本件ビラの全文は表題の『平和のために愛国者諸君に訴う』以下これを通読すれば、終始いわゆる戦争反対の政治的主張であり、『ヨコハマの各地に高射砲陣地が国際港都法の名にかけて建設されている』の文句も、その後につづく『電通省などでは兵役調査が開始され』と対句的表現をなすと見るのが相当であり、全文の趣旨として了解されるところは、いわゆる反戦ビラに過ぎないのである。従って原判決がビラ全文の趣旨を離れその摘示する内容の小部分にかかわり『未発表セラレサル連合軍隊ノ動静』を『論議』したと認めるのは、この全文が反戦の政治的言論であることを観過するものといわなければならない」(小林裁判官)という見解が表示されたのは注目された。

同種の事件について全国の裁判所はこの判例にならい、政令第三二五号事件は大体落着の方向に向かった。

これらの判決があってから全国の政令三二五号の犠牲者の間では補償請求を起す運動が起り、一〇月二日に「平和と独立」紙事件について免訴判決をうけた島田小市等九名がそれぞれ七万六〇〇〇円の刑事補償請求を東京地裁に提出したのを始めとして、前橋、広島、宇都宮、長野等で同

様の請求が出された。

松本三益事件

共産党元中央委員松本三益は五三年五月一三日夕刻、東京池袋で逮捕された。五〇年六月六日に公職を追放され、その後団体等規正令による法務総裁の出頭要求に応じなかったという理由で逮捕状の発せられていたいわゆる九幹部の一人で、四九年一〇月七日に同じく春日正一が名古屋で逮捕されたのと同じ理由によるものであった。春日正一は懲役三年の刑が確定したまま、横浜刑務所に服役中であったことから、共産党を中心に春日・松本釈放委員会が組織され、松本事件の公判闘争が進められた。団体等規正令は破防法制定と共に廃止されたのであるが、その附則で廃止前の行為についてはなお処罰する旨を定めたために廃止後もいわゆる日共潜行幹部についての追求が行われたのである。同政令が明白な占領法規であり、また松本、春日らの追放が朝鮮戦争の前夜に最高司令官の手によって行われたものであったことから、五三年における平和運動の発展と共に松本事件の公判闘争についても広汎な支持がよせられた。

六月二九日第一回公判が開かれ、同年中に開廷は一四回を重ねたが、その間、七月二二日に政令第三二五号について最高裁判所の違憲判決が下され、翌日開かれた第四回公判ではこれを理由に同じ占領法規たる団体等規正令の無効と被告の釈放が強力に要求され、同日夕刻裁判所は保釈決定をしたが、検事の抗告のために身柄の出所は遅れ、七月三一日に遂に松本三益は東京拘置所を出所した。

公判では吉河元特審局長、吉橋元次長等が証人として出廷して鬼怒川会談等についての容疑事実に関する証言があったが、その容疑を裏づける満足な証言はえられなかった。

占領法規撤廃運動

政令三二五号事件の違憲判決や松本公判で団体等規正令が注目を浴びるようになってから、これらの占領法規や「講和」発効後に出来た破防法等の撤廃を要求する運動が起り、占領法規撤廃運動世話人会の組織が出来た。十一月一四日に参議院会館で開かれた世話人会には、日教組、全農林、印刷出版、自由法曹団等が参加し、占領法規撤廃を目標に反ファッショ・人権擁護の運動を続けてゆくことが申合わされ、同月二四日には世話人会主催で「占領法規犠牲者全国代表者会議」が開かれ、全国から占領法規の犠牲についての報告が行われ、運動の方向が討議された。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
